

令和4年度第1回羽島市空家等対策推進協議会 会議要旨

日 時	令和4年5月31日(火) 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	羽島市役所 406会議室
出 席 者	<p><委員長> (敬称略)</p> <p>岐阜県空家等総合相談員 宅地建物取引士 名和 泰典</p> <p><委員></p> <p>羽島市民生委員・児童委員協議会 理事 後藤 聖子</p> <p>岐阜県弁護士会 竹中 雅史</p> <p>岐阜県空家等総合相談員 一級建築士 高橋 邦一</p> <p>羽島市社会福祉協議会 社会福祉士 石倉 麻里</p> <p>羽島市生活環境部 部長 高橋 宏成</p> <p>羽島市都市計画課 主幹 野村 匡央</p> <p><事務局></p> <p>生活安全課 課長 渡邊 誠</p> <p>生活安全課 係長 土井 健太郎</p> <p>生活安全課 主査 清水 孝明</p>
要 旨	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 報告 令和3年度の取り組み状況について 事務局より説明</p> <p>【意見・質疑】</p> <p>(委員)</p> <p>コロナ禍で対面でのセミナーが開催できない状況であるが、2月のセミナーの開催状況についてももう少し詳しく教えて頂きたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>セミナーはオンライン形式で開催し、参加者は2日間で計16名であった。参加申込もオンラインからがほとんどであった。参加者は高齢者が多かったが、オンラインの利用がかなり浸透している印象である。</p> <p>一方で従前どおり対面での受講希望者も若干名あった。</p> <p>(委員)</p> <p>100%オンラインだけでは難しいのでは。</p> <p>(事務局)</p> <p>当初は、オンラインと会場開催のハイブリット形式を計画していたが、コロナの感染状況を考え、オンライン開催のみとした。</p>

今年度についても、社会情勢を見ながら開催方法を検討していく予定である。

(委員)

ハイブリット型なら様々な方のニーズに答えていける。総合的に考えたほうがいい。

(事務局)

個別相談に関しては、資料を使っただけのやりとりもあるので難しい。対面での相談を希望される方がいるのも事実ですので、感染対策をしながらフォローしていきたい。

(委員)

実験段階ということで、オンライン相談会もどうやって周知、参加していただくのか。ネット環境も含めて本格的にやっていくのであれば、皆さんが参加できる環境をしっかりと構築していただいて、オンラインの時代であるから、その辺をしっかりと考えていただきたいと思う。

(委員)

市役所の市民相談（税金、法律等）はこれまで通り対面で実施しているのか。

(事務局)

市民相談は従来通り予約を取っての対面である。

(委員)

空き家の個別相談会は、対面のほうがいいのではないかと。オンラインの相談では相談中の内容を録音録画されてしまう可能性がある。

(委員)

相談の最後は専門家に任せるのであって、オンラインではなく、対面でないとまずい。

一方で空き家問題を広く周知し、興味を持ってもらう。ある市では、固定資産納税通知にチラシを入れる方法を採用している。

問題は、遠隔地に在住の場合である。委員のご指摘はわかるが、相談の入口で何していいかわからない。どうしたらいいかという相談。まず相談を受けて、最後は専門家に任せる、最後は専門家と相対でやらないと問題が起きるので、まず入り口の部分で間口を広げて取り込む必要もあると思う。

(委員)

まずは、市で総合相談をやってもらえればいかと。

(委員)

委員のいう体制は必要であると思う。

(委員)

総合相談についてだが、初めから専門家ではなく、方向性をつけてから専門家へつなぎ対面で進めていくのがいいのではないか。

(事務局)

相談者が行う手続きや、専門家へ相談費用等、相談者の自身の負担になることを、総合相談や相対相談を通じて最終的には所有者の責任になることをきっちり説明することが大事と考える。

(委員)

まずは、総合相談で広く受け、次に仕分けをして、最後に専門家につなぐ。セミナーの開催予定はどうか。

(事務局)

今年度は2回開催を計画しており、ハイブリット形式を検討している。

4 議題 特定空家等の認定について
<個別案件の審議につき非公開>

5 閉会